

(お知らせ)

南相馬市における災害廃棄物等の処理について

平成25年10月30日
環境省福島環境再生事務所

南相馬市の災害廃棄物等の処理については、これまで住民説明会等を行い、仮設処理施設の設置について、地元の皆様方にご理解をいただきました。これを受けて、環境省では、仮設処理施設の設置に向けた準備を進めます。

また、津波がれきについては、小高区塚原地区において、撤去を進めて参りましたが、他の地域についても準備が整いましたので、南相馬市の旧警戒区域全域で処理を開始します。

1. 概要

(1) 仮設処理施設の設置について

南相馬市小高区蛭沢地内の市有地（工場跡地、南相馬市小高区蛭沢字笠谷）にて、対策地域内の災害廃棄物および片付けごみ（可燃物）を減容化処理するための仮設処理施設を設置します（別紙地図参照）。

今後、設置工事等を円滑に進めるため、地元行政区、南相馬市、施工運転業者および環境省にて、仮設処理施設に関する運営協議会を設置することとしており、以下のとおり、運営協議会準備会を開催予定です。

仮設処理施設は、1日に600トン程度の焼却が可能な施設を設置する予定（まず200トン程度の施設を設置し、その後、順次、増設予定）で、今後、環境影響評価等の必要な調査を行った後、建設工事を行い、27年度より焼却処理を開始する予定です。

なお、南相馬市の対策地域外の災害廃棄物（可燃物）の処理については、今後、南相馬市より、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく代行要請が行われる予定です。

<南相馬市仮設処理施設運営協議会準備会の日時等>

場所：南相馬市役所

日時：平成25年11月5日(火) 午後6時半～

(2) 津波がれきの現地選別業務について

南相馬市旧警戒区域内の災害廃棄物（津波がれき等）について、これまで未着手であった原町区小沢地区、小高区村上地区、小高区浦尻地区について、撤去作業（一次選別作業）を開始します。

原町区小沢地区および小高区浦尻地区では、廃棄物仮置場の造成工事中ですが、当分の間（廃棄物仮置場が部分竣工するまで）は、現在のがれき集積場所にて、津波がれきの撤去作業の最初の工程である一次選別作業を行い、可燃物・不燃物・金属類に分けた上で、一時保管します。この一次選別作業を先行的に着手することで、津波がれきの撤去の工程を約3～4カ月、短縮を図ることとしています。

<問合先>

福島環境再生事務所
放射能汚染廃棄物対策課
電話：024-573-7547
課長：中村 雄介
課長補佐：小島 啓之
課長補佐：北山 孝信

【別紙】

